

平成30年度 第4回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成31年1月30日(水) 午後1時30分～午後5時30分
開催場所	松阪市役所5階特別会議室・視察現場
出席者 (敬称略)	委員長 楠井 嘉行 (弁護士) 副委員長 村田 裕 (名城大学教授) 委員 坂本 昇 (税理士) 委員 古田 颯子 (司法書士)
事務局	総務部長 三宅 調達係長 柳川 契約検査担当参事 岡野 検査指導係長 野口 契約監理課長 松下 契約係長 渡邊
現地視察	松阪市総合運動公園スケートパーク(山下町111番地) (工事)平成30年度総合運動公園建設工事 豪商のまち松阪観光交流センター(魚町1658番地3) (工事)観光交流拠点施設本館展示工事
議題	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">議題1</div> 入札及び契約の状況報告(平成30年10月から12月分) <ul style="list-style-type: none"> ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">議題2</div> 抽出事案の審議(古田委員抽出) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">議題3</div> 随意契約に係る意見聴取について <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">その他</div> 次回開催日程及び抽出委員の選出等について

●現地視察(1時30分～3時45分)

下記2施設(工事)において、事業担当者から説明を受け視察を実施。

- 【施設名】 松阪市総合運動公園スケートパーク
- 【工事名】 平成30年度松阪市総合運動公園建設工事
- 【工期】 平成30年7月11日～平成31年3月15日
- 【施設概要】 面積:4,250平米 コンクリート仕上げ
(3エリア構成) ①競技エリア ②ローカルエリア ③プールエリア

●現地視察（1時30分～3時45分）	
【施設名】	豪商のまち松阪観光交流センター
【工事名】	観光交流拠点施設本館展示工事
【工期】	平成29年12月18日～平成31年1月31日
【施設概要】	構造：鉄骨造2階建 延床面積：434.1平米 1階：まちなか観光案内展示／松阪产品展示（物販）等 2階：街道展示／松阪ものがたり展示（映像）等

委 員	事 務 局
●入札及び契約の状況報告	
<p>・入札及び契約の状況報告として、今期10月から12月までの工事発注状況と指名停止措置について事務局より説明されたい。</p>	<p>・工事の発注状況について</p> <p>この第3四半期の入札件数は総計164件。内訳は工事125件、委託21件、入札不調16件、中止2件。入札件数は前年比で24件の増。契約金額は総額12億518万8200円で内訳は工事10億7150万3640円、委託1億3368万4560円となっており、前年比で約2億円の減、内訳は工事約3億円の減、委託約9千万円の増となっている。工事の減は昨年同時期に本日視察いただいた観光交流拠点施設展示工事やその他低入札型案件も2件あったこと。委託の増は小中学校トイレ改修工事の設計業務委託5件と農業屋コミュニティ文化センター特定天井等改修工事設計業務委託などの発注による影響がある。</p> <p>平均落札率は全体が84.40%で工事、委託ともに最低制限価格付近での落札率となり、競争性が十分発揮された結果と考えている。</p> <p>4月からの累計では総件数458件で前年比51件の増、契約金額は約115億5900万円で約45億円の増となっており、鎌田中学校はじめ大型建築工事の影響がある。</p> <p>また、この集計以外に教育委員会事業として、小中学校空調設備整備DBO事業がある。契約金額は約20億5千万の大型事業。設計施工から長期の保守管理を一括したDBO方式の事業となり、今回古田委員から抽出事案として依頼されているので、後ほど説明させ</p>

委 員	事 務 局
	<p>ていただく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名停止措置について <p>続いて今期の指名停止措置状況について、まず1件目は、日本下水道事業団発注の室蘭市蘭東下水処理場他汚泥処理設備工事その11において発生した工事関係者の死亡事故について労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたことが、松阪市建設工事等指名停止措置要綱別表第2の不正又は不誠実な行為に該当することから1か月間の指名停止措置を行った。</p> <p>2件目は、当該業者ほか5社が会合の場で又は個別に優待ギフト送料額の引き上げの情報交換を行い合意したことについて、独占禁止法第3条の規定に違反する行為として公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったことが、指名停止措置要綱別表第2の独占禁止法違反行為に該当することから12か月間の指名停止措置を行った。</p> <p>次に松阪市内の2件の会社倒産に伴う契約解除について報告させていただく。1件目は、昨年12月末に該当業者事務所に掲示された張り紙などにより「資金不足による営業停止、自己破産の申し立て予定等」について確認したことから未着手の土木工事2件と小規模修繕工事1件の契約解除を行ったもの。それぞれ契約解除に伴う違約金は保証会社への保証金請求や工事代金の未払金と相殺での回収となった。</p> <p>2件目は、契約期間中に自己破産申請があったことが官報にて判明したもの。当該業者と今年度4月に生コンクリート等の建設資材にかかる1年間の単価契約を締結していたが、契約後これまでの期間に発注契約もなく、本市に実質の損害が発生していないことから、違約金は発生せず契約解除の措置を行ったもの。本来契約違反については指名停止を行うが、今回いずれの業者も破産手続きにより契約解除段階で名簿抹消しており停止</p>

委 員	事 務 局
	措置はない。以上、指名停止及び契約解除の報告とさせていただく。
●抽出事案の審議（古田委員抽出）	
<p>・では、この四半期の抽出案件として、高落札率の案件、参加者少数の案件などを、事前に事務局に抽出依頼しているので、事務局から説明をお願いしたい。</p>	<p>・まず、全体的な状況について、例年この時期は業者の手持ち工事が増える時期で、とりわけ採算が取りにくい少額工事や特殊性のある工事などで参加者が減少傾向になる時期。今年度は合併特例債の関係から大型建築工事の発注があり、特に建築関係で例年より発生している。登録名簿にもともと建築関係の許可業者が多くないため、民間工事との受注調整などによる参加減少が考えられる。さらに昨年上陸した台風被害の修復工事が年末頃にピークにあるとの情報や、資材面で特に鉄骨やハイテンションボルトなど鉄鋼材不足が重なったことにも参加減少の要因と考えている。</p> <p>・それではまず、入札参加5社以下で落札率90%以上の案件は6件あった。小学校コンクリートブロック塀改修工事の2件は、大阪で発生した地震によるブロック塀倒壊事故があつてから全国的にも改修工事が進んでいる。危険と判断されるブロック塀を撤去しフェンス等に更新する工事で建築工事として発注したところ、先ほど説明の業者側の状況等もあり参加者が少なかったものと考えている。平成30年度松阪市総合運動公園建設工事（その2）は参加5社あったものの、予定価格算出率が高めとなり3社が失格で次点候補の落札となったもので一定程度発生している事象となる。</p> <p>次に、重要文化財旧長谷川家住宅自動火災報知設備設置に伴う改修工事は、国指定文化財旧長谷川家における火災報知設備の工事で、文化財という特殊性から文化庁指導も受け文化財工事等の実績条件を設定。県内業者とのJV参加も可能とし広く参加を求めたが、</p>

委 員	事 務 局
	<p>やはり施工段階の手間や工事規模などの判断からか最終1社の参加となった。</p> <p>続いて2件の土木修繕工事は規模が小さく手持ち工事が多いこの時期においては、採算性の判断で参加が見送られ高落札となったと考えている。</p> <p>次に、落札率90%以上の案件は2件。いずれも参加は6社で一定の競争性が確保されているが予定価格算出率が抽選で高めの設定となり、いくつかの応札が失格となったことから高めの落札になった。</p> <p>次に、入札参加者5社以下の案件は47件。内訳は建築系工事21件、土木系工事18件、業務委託8件。これらは5社以下の参加となったが概ね最低制限付近の落札率で一定の競争性は確保できていると考えている。</p> <p>次の希望価格型は1件。この方式は積算が見積などにより予定価格や最低制限価格の設定根拠が乏しい工事や、特殊、専門性から全国発注しても参加者が限定されるような工事に対し、あらかじめ競争性担保を目的とした希望価格を提示し、最低制限価格は設定しない方式で発注している。入札結果としては想定範囲の少数参加だが、落札率72.8%と制度効果は得られたものと考えている。</p> <p>次に、入札不調・中止案件は18件。まず、2件の中止については設計書誤りがあり一時中止したもので、設計書見直し後の再度発注で執行済みである。不調16件については、この内、1社、2社と入札参加があったが同日落札制限で全社無効としたものが7件ある。業者の受注機会を考慮する制度で一旦無効とするが、予定価格の範囲内で最も安価な業者と協議し随意契約している。また、参加がなかった案件は9件あり、先ほど説明のとおり業者手持ちが多い時期であることや、特に建築系工事では資材入手や作業員確保などにより参加無しになったと考えており、それぞれ工事ごと原因分析も踏まえ、再度発注を進</p>

委 員	事 務 局
<p>・それでは、今期発注の案件から個別注目して4点ほど確認していきたいと思う。</p> <p>まず1点目、希望価格型の阪内川スポーツ公園多目的グラウンド補修工事について、希望型の入札は昨年も確認した。事務局から説明のとおり業者見積などを使って設計積算する工事で予定価格、最低価格の設定根拠が乏しいもの、特殊で全国発注しても競争、参加が限定される工事などで採用されている。そこで、このグラウンド補修工事は何が特殊なのかということ。確かに参加は少数だがその辺りについてお伺いしたい。また、希望価格の名称について、あくまで設計額に対して見積等査定的位置付けであれば、希望価格でなく予定価格と改めてはと昨年意見を述べた。事務局から今後も検討していきたいとの回答があった記憶があるが、その後どうなっているか確認したい。</p> <p>・このグラウンド補修工事の施工者は総合運動公園スケートパークと同じか。スポーツ施設として専門性があるということか。</p> <p>・これまでの事案から制度効果はあるのだと思う。より適正な運用に向け検討をお願いしたい。</p> <p>・次に2点目は、今期何件か発生した入札不調について。このくらいの件数が出るのは近年では珍しいことかと思う。業者手持ちが多く参加減少の時期など、先ほどからの説明も理解できるが、それは毎年のこととも言える。今年に限って何か異なる状況があるのか。参加条件がこれまでより厳しい内容にはなっていないか。改めて原因分析等を確認したい。</p>	<p>めている。また、今期低入札案件はなかった。</p> <p>・今回のグラウンド補修工事は、スポーツ競技を行うスポーツグラウンドの工事で一般土木工事とは異なり、グラウンドに対する構造、材料等の専門知識、技術を要し、履行担保のため過去の同種工事実績を参加条件に設定している。この工事でも一部業者見積等を使用した設計積算となることから一定の査定率を乗じ、また適正競争を制限しないよう最低制限は設定せず発注している。この手法は特に最低制限の必要性について、履行担保やダンピング防止の必要性が問われるところだが、説明したように、施工実績等の参加条件を設定することで信頼ある業者に参加を絞ることからそれらの対策には問題ないと考えており、本市の過去実績でもしっかりとした工事品質が確保されている。また、希望価格の名称については、事業担当課と協議を重ねている段階で、来年度以降の各課の発注時期に向けてそれぞれ事業ごとの方針をまとめていきたいと考えている。</p> <p>・スポーツ施設として発注しており、入札の結果スケートパークと同じ業者の施工となった。</p> <p>・不調案件の要因等についてはこれまでの説明と重複する部分もあると思うが、説明させていただく。今期の不調16件の内訳は建築系工事10件、土木系工事4件、業務委託が2件となっている。土木工事は4件中3件が参加者ありで同日落札制限により不調としたもの。もう1件は少額工事で手持ち状況などから参加が見送られたものと考えている。また、業務委託2件の内1件は同日落札制限で、もう1件の資源物保管庫建設工事監理業務委託は、建築工事の施工監理と合わせ国庫交付金関連業務を含む業務で、建築士と別に</p>

委 員	事 務 局
<p>・参加なしの案件は再度入札を行っているのか。その際の条件見直しは地域拡大などということか。</p> <p>・不調の主な理由としては手持ちが増える時期にある程度まとまった発注があり、材料供給の遅れや、民間受注も重なったと思われることなど。ではその対策として具体的にどうするか。</p> <p>・今回参加者が無かった案件ではそこまで少</p>	<p>廃棄物部門の技術士資格者、業者実績、技術者実績を求め確実な履行担保をもって発注した業務。結果的にはこの案件も手持ちや金額規模の関係からか参加が見送られた結果。次に建築工事 10 件は、先ほど申し上げたとおり、関係業者が全体的に少ない、建築系工事の発注が多い、台風等の災害工事がピークなど、民間工事との受注調整などで参加判断をされる状況がベースにあると考えている。また、東京オリンピックや災害復旧事業などの影響もあってか、鉄骨やボルト関係などの鋼材確保ができず、本市今後の発注も含め建築工事計画には別途考慮を要する状況もあるように聞いている。</p> <p>不調時の取扱いについては、参加条件の拡大や設計見直しなどの内規も定めており、今回もそれに沿った対応で混乱なく処理が進んでいる。また、昨年同種の工事発注と比べ発注基準等の条件を変更してはいない。一過性のものとして、今年度は特に本市事業のまとまった発注や、災害等も含め民間需要が高い状況がある中、結果として発生したものと考えている。</p> <p>・まずは、設計内容や予定価格に問題がないことを確認し、地域指定案件は地域条件を外し、点数上限があるものは上限を無しにするなどして再度発注することになる。また、それらで解決しない資材不足など社会情勢的なものは、繰越手続き等、事業実施の見直しも含め再検討を行うことになる。</p> <p>・今後も事前対策として、特にこの時期に出来る限り工事発注が集中しないよう、年度早期の発注や余裕をもった発注工期の設定など、年を通じて発注の平準化が必要。また、業者側の受注体制や材料供給など関連情報に留意し、それでも不調となった際には内規等に基づき、すみやかな次への対応を適切に進めたい。</p> <p>・基本的に設計は公共工事の基準価格等で積</p>

委 員	事 務 局
<p>額ではない工事もある。これらはこの時期でなければ参加があったという事か。それとも設計金額が適正でないという事か。</p> <p>・次に3点目は、冒頭事務局から説明があった学校空調設備のDBO事業について。この事業は注目もある規模の大きな事業で、先日新聞でも関連記事が出ていたように思う。事前に概要説明を事務局に依頼してあるので、事業者選定結果等について事務局から説明をお願いしたい。</p>	<p>算されているため金額が合わないことはないと思う。民間工事も含め手持ち工事や資材仕入れの都合によるもので時期が違えば結果も異なるのだと思う。</p> <p>・それでは学校空調DBO事業について説明させていただく。DBOはDesign（設計）Build（施工）Operate（運営・維持管理）を一括発注する事業手法で、一般的には発注者主導の個別発注と比べ、民間事業者の技術やノウハウを活用し、早期整備の実現や財政負担軽減などを図る効果的な手法とされており、本市DBO事業としては平成23年度のごみ処理基盤施設整備事業（清掃工場）や平成29年度契約で現在整備中の北部学校給食センター整備事業に続き3例目となる。対象施設は松阪市立の小中学校45校、683教室となる。事業期間は今年度の契約から設計施工を来年度8月31日までの8か月間、その後設備の維持管理が12年7か月と長期に亘る契約で予定価格は税込20億4962万円となる。</p> <p>選定スケジュールとしては、5月31日に入札公告、現地見学や質問期間などを経て9月21日に入札提案書の締切、10月に事業者ヒアリング行い、11月2日付で落札者決定した。事業審査委員会には5名の委員を選任し、事業実施方針や要求水準、落札者決定基準などを審議し、応募者ヒアリングや選定審査を実施し審査講評が取りまとめられた。今回参加は、市内業者を代表企業とする6社構成の1グループのみ。全国の同種事例を見ても、1グループや2グループの参加が多いようで、やはり一定期間で相当規模の工事を完成させる必要があり、現場施工に要する作業員、施工体制の確保など一般工事とは異なる状況があるものと思われる。今回構成する6社の内、東京に本社を置く2社の企業力を設計施工の軸とし、空調、電気工事の市内4社が、結果的には大規模な一括発注であって</p>

委 員	事 務 局
	<p>も、現場施工における機動力として大きな役割を担う構成が見受けられる。評価は加点審査として各種項目があるが、例えば施工体制やスケジュール、学校現場であることの配慮や計画性、光熱費も含めたライフサイクルコストといった、事業の確実性や品質、経済性といった事業本体の評価配点とあわせ、別途地域貢献の項目として多めの配点がされている。地域貢献評価はこの様な大規模事業を一括発注する際には、大手業者の技術力や企業力を履行担保に求めることになり、その反面、仕事が市外に流れることになるため、評価項目を設け、市内企業の活用や資材調達など地域経済への対策を行っている。具体的には市内への契約予定額などで評価する方法になっており、このグループが市内4社を含む構成としたことはこの効果と考えている。</p> <p>審査総評では、参加1グループであったが、予定価格の範囲内で要求水準を踏まえた事業者ならではの創意工夫が随所にある優れた内容であったことが評価され、今後の事業実施に向けては、学校現場が故に施工段階における教育活動等への配慮や、同時複数の学校において工事が進むため品質差の無い現場管理などが意見として付されている。</p> <p>また、新聞報道もあったが本事業に対して12月に住民監査請求があった。記事では「主にガスを熱源に整備が行われるとして、電気とガスの費用比較や安全性など十分な議論がなされないまま進んでいる」ことが請求理由とされており、その後市監査委員会では「市民の代表機関である市議会においてこれまで議論・審議され議決に至っている」などの理由で請求却下がされたとなっている</p> <p>DBO事業は冒頭申し上げたように、発注者主導の従来手法には無い民間ノウハウや技術力を求め、整備や運営、時に工法や機器類の採用判断も求める手法であり、今回の事業ではガスが電気かどちらが有利かも含め、要</p>

委 員	事 務 局
<p>・再度市内業者は何社あるか確認したい。</p> <p>・監査請求について新聞ではガスで整備が行われることについて異議があるような記載になっているが、他の熱源の方が良いという趣旨で請求されているのか。</p> <p>・審査講評の総評にある学校間の品質等の違いが無いように品質管理を徹底されたい旨の記載について、品質と言っても様々で、同じ機種や施工方法でなくても空調機能が確保されるのであれば同じでなくても良いと思うがどのような意味か。</p> <p>・この事業では参加の1グループに市内4業者が参加している。しかし、この規模の工事と長期の維持管理について、市内ではこの4社だけで実施することになり、異なる見方をすれば、他の事業者は参入できないという事。一括より45校を何らか区分けして発注することはできなかったのだろうか。</p> <p>・今回の方法が悪いという事ではなく、この手法にも長所がありうまく契約締結に進めることができたと思う。どのような手法も長所短所があり、それらをどう捉え考えていくべきかどうか。全ての業者を巻き込んでいれば良いが必ずしもそうではないと思うし将来</p>	<p>求水準を満たす最も有利な提案を選定する方式であるという事になる。</p> <p>今後DBO手法に関しては、業者選定までの期間や手続きが相当に必要となるため、それでも効果が上がるような、基本的には大規模工事や、のちの施設の長期運営や維持管理が必要となる事業において採用の検討をしていくものとする。以上概要の説明とさせていただきます。</p> <p>・6社中4社が市内に本店がある業者。</p> <p>・請求の全てはこの場でわからないが、電気・ガスの費用や安全性の比較がされていないとか、業者側に丸投げではないか、などといったことが記事にはなっていた。</p> <p>・この品質の意味は学校や教室の機器を統一する意味ではなく、同時に複数の学校で工事が進むことから、統一的な施工管理を求めているものだと思う。全ての要求水準、委員ご指摘の空調機能性の水準を満たす工事が進むので、部屋の広さ、場所によって機種等の違いは当然にあると思う。</p> <p>・今回の一括手法の目的には経費削減もあるが、学校空調という近年教育現場の重要課題を解決するにあたり、学校間で格差が生じない様に一斉整備すべき考えが根本にある。それを達成するためDBO手法を選択しつつも、参加条件等では特に市内業者の参加、関与に相当の配慮がされている。参入できないのではなく、残念ながらされなかったとの理解も要ると思う。また、このグループでも構成員の業者だけで施工や管理を行うとも限らず、市内業者が下請・協力会社に参入していることも当然にあると考えている。</p> <p>・この事業では、学識経験者も含む事業委員会を組織し、委員ご指摘の点なども踏まえ事業が持つ目的を最も良い条件で達成できる方法で実施されたと考えている。確かにどんな制度や手法にもそれぞれ特色があることから、今後も事業目的や内容によりどのような</p>

委 員	事 務 局
<p>的にはどんな業者が現れるかもわからないと思う。今回の場合は2つか3つに分割する方法もあったかもしれないと思う。</p> <p>・入札金額は予定価格に近いものだったが予定価格の設定と公表はどのようにしたか。</p> <p>・そんなに多くの参加は見込めない事業だと思うが、参加見込みはどの程度あったのか。</p> <p>・金額は12年7か月の維持管理費も含んだ金額で、毎年安定した予算計画が持てるし、場合によって毎年随意契約になるより随分良いことだと思う。維持期間終了後は設備更新するのかその際は随意契約になるのか。</p>	<p>方法が最も効果的か検討しながら進めるものとする。</p> <p>・予定価格は事前公表しており、設定方法については、工法も含め提案型となり従来型のような設計積算はせず、対象校から3校抜粋した設計概算や他所事例の落札金額等を参考に設定されており、価格的には他所の落札額程度の精査がなされているものと考えられる。</p> <p>・発注規模や契約期間などから簡単に入札参加できるものではなく、他所事例を見ても多数の参加を安易に見込むことはできない。何社とは見込み切れないまでも、他所事例からみて、空調設備、電気、ガス関係からの参加を期待していた状況はあったと思うが、県内や他所でも同種事業が進んでいることもあってか、今回は参加が見送られたのだと思う。</p> <p>・契約期間後の設備更新等については可能な限りそのまま使用する予定。恐らく部分修繕や工事が必要になってくる時期だが、基本的に一般空調機器の部分については随意契約の必要は少ないと思う。</p>
<p>●随意契約締結に係る意見聴取について</p>	
<p>・今期対象となる随意契約について事務局より説明されたい。</p>	<p>・対象の随意契約7件について説明する。</p> <p>① 住民情報システム更新業務委託</p> <p>前回（平成26年10月）更新時に行った、各業務システム統合により、全体最適化が図られ、より長く利用できる住民情報システム基盤が完成したものと考えられる。このことから5年程度の短期間で現在の住民情報システムを一から再構築することは効率的でなく、作り上げてきた住民情報システムを必要な修正を加えながら、さらに合理的・効率的にできる限り長く使い続けていくことが必要と考えられる。さらに、今回の更新につ</p>

委 員	事 務 局
<p>委員会としての意見</p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p> <p>.....</p> <p>委員会としての意見</p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p> <p>.....</p>	<p>いては、現行システムの継続利用更新であることによる再構築（導入）費の経費削減、仮想PCなどの詳細設定の見直し、継続利用効果によるランニング経費削減が見込め、他社の新たなシステムではこのような効果も得られなくなる。以上のことから、現行システムの契約業者との随意契約を締結した。</p> <p>.....</p> <p>② 住民情報システム賃貸借・保守</p> <p>前回（平成26年10月）更新時に行った、各業務システム統合により、全体最適化が図られ、より長く利用できる住民情報システム基盤が完成している。このことから5年程度の短期間で現在の住民情報システムを一から再構築することは効率的でなく、作り上げてきた住民情報システムに必要な修正を加えながら、さらに合理的・効率的にできる限り長く使い続けていくことが必要と考えられる。さらに、今回の更新については、現行システムの継続利用更新であることによる再構築（導入）費の経費削減、仮想PCなどの詳細設定の見直し、継続利用効果によるランニング経費削減が見込め、他社の新たなシステムではこのような効果も得られない。以上のことから、現行システムの契約業者との随意契約を締結した。</p> <p>.....</p> <p>③ 子育てワンストップサービスにおけるマイナポータル連携対応のための住民情報システム改修業務委託及び運用保守業務委託</p> <p>松阪市の子育てワンストップサービスにおける電子申請のインターネットサービスの受付は、L G W A N 端末で受け付けた電子申請データを紙に印刷し、住民情報システムに手入力する方式を採用している。今後の国の動向は、子育てに続き「介護」「死亡・相続」「引越し」というライフイベントにあわせたワンストップサービスの拡大が平成31年度以降順次予定されており、マイナンバー</p>

委 員	事 務 局
<p>委員会としての意見</p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p> <p>.....</p> <p>委員会としての意見</p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p> <p>.....</p>	<p>カードの所有者と同様に電子申請利用者の年々増加が考えられ、機能の拡充、効率化が求められる。本業務は今後の普及が見込まれる電子申請のニーズに速やかに対応し、効率的かつ確実な行政サービスの提供を実現することを目的とし、住民情報システムの機能追加を実施するものであり、本改修業務には現在利用している住民情報システムの改修を含まれ、M-Scope（住民情報システムパッケージソフトウェア）のプログラム所有権の関係から、他社へ本業務を委託することが性質上適さないため、現行システムの契約業者と随意契約を締結した。</p> <p>.....</p> <p>④ 猟師ポンプ場附帯施設整備工事</p> <p> 猟師ポンプ場は、φ700ミリの水中ポンプ2基を備え、猟師町地内の大正池に集水した雨水を海域へ排水する平成2年度に供用開始した雨水排水ポンプ施設である。平成30年6月の保守点検では、排水管に設置している逆止弁（φ700ミリ）の弁体を動かす軸が固結し、常に開放状態であることが確認され、現在応急的にポンプ2台の同時運転で逆流防止しながら運転しているものの、今後の設備機能の継続には早期の工事対応が必要である。本工事は逆止弁の工事であることから、急激に弁を閉止すると水撃作用で弁体や配管が損傷する恐れがあり、弁体の閉止作動時の水撃を低減するため、油圧式緩衝装置の調整が必須となる。調整には、ポンプの耐衝撃力や現行の吐出量など、既存ポンプの特性を踏まえ設計計算を行い閉止時間等を決定することになるが、当ポンプ場の設計、製作、施工及びオーバーホール整備等の経験がない者では本工事の施工はできず、既設設備等にも著しい支障が生じるおそれがあることから随意契約を締結した。</p> <p>.....</p> <p>⑤ 高町排水機場施設改修工事</p>

委 員	事 務 局
<p>委員会としての意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 <p>.....</p>	<p>市内 39 箇所の湛水防除施設（排水機場）は昭和末期から平成初期に設置されたものが多く、施設老朽化も著しく定期点検・修繕とともに計画的な施設改修を実施し、台風及び集中豪雨などの非常時に適正な稼働が出来るよう維持管理している。高町排水機場は平成 8 年度の設置以来、22 年が経過し老朽化が進んでおり、今回のオーバーホール工事により施設の延命化を図るものである。本工事の施工にあたっては、既設設備の設計、構造及び機能を熟知し、必要となる機器部品等の特定、材料等の調達が容易にできることが必要不可欠な条件となる。これまで当施設の修繕・メンテナンスは、ポンプメーカーの代理店が担当しており、同社は当該施設全般の機器診断や点検、修繕に携わっていることから、現場状況や専門知識等に精通し、材料調達は勿論、本工事に確実な対応ができる。また工事後のメンテナンスの面において、責任所在の一元化が必要なことから随意契約を締結した。</p> <p>.....</p> <p>⑥ 鵜（笠松・星合）排水機場施設改修工事</p> <p>市内 39 箇所の湛水防除施設（排水機場）は昭和末期から平成初期に設置されたものが多く、施設老朽化も著しく定期点検・修繕とともに計画的な施設改修を実施し、台風及び集中豪雨などの非常時に適正な稼働が出来るよう維持管理している。鵜排水機場は、平成 4 年度の設置以来約 26 年が経過し老朽化が進んでおり、今回のオーバーホール工事により施設の延命化を図るものである。本工事の施工にあたっては、既設設備の設計、構造及び機能を熟知し、必要となる機器部品等の特定、材料等の調達が容易にできることが必要不可欠な条件となる。これまで当施設の修繕・メンテナンスは、ポンプメーカーの代理店が担当しており、同社は当該施設全般の機器診断や点検、修繕に携わっていることか</p>

委 員	事 務 局
<p>委員会としての意見</p> <p>・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p> <p>.....</p> <p>委員会としての意見</p> <p>・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p>	<p>らも、現場状況や専門知識等に精通し、材料調達は勿論、本工事に確実な対応ができる。また工事後のメンテナンスの面において、責任所在の一元化が必要なことから随意契約を締結した。</p> <p>.....</p> <p>⑦ 県営ため池等整備事業ため池耐震調査業務委託</p> <p>本業務は平成 25 年度実施の「ため池一斉点検」並びに「ため池ハザードマップ」、29 年度実施の「ため池耐震診断」の結果等を踏まえ、堤体の健全度等について改修要否判定を行い、将来の計画策定に必要となる基礎データを作成する業務である。三重県土地改良事業団体連合会は土地改良法に基づき、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とし設立された団体であり、会員である市町及び土地改良区等の土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助をその目的としており、専門技術者も在籍や三重県下の土地改良事業、ため池耐震調査における経験・知識も豊富であることから業務上適確な判断が可能となる。また、連合会は昭和 52 年から本市のため池定期診断を実施し過去データの蓄積と、平成 25 年度、29 年度に実施した本市の「ため池一斉点検」「ため池ハザードマップ」「ため池耐震診断業務委託」の結果を踏まえ、これらとの整合をとりつつ適確な提案、改修の順位付けを行うことができる唯一の事業者であることから随意契約を締結した。</p>
<p>● 次回開催日程及び抽出委員の選出</p>	
<p>・ 次回開催日を平成 30 年 3 月 28 日（水）の 15：30 からとし、抽出委員は楠井委員長とする。</p>	